

答申第 257 号

情 公 第 1297 号

令和 8 年 5 月 28 日

神奈川県知事

黒 岩 祐 治 様

神奈川県個人情報保護審査会

会長 高 橋 良

保有個人情報開示処分に関する審査請求について（答申）

令和 7 年 9 月 18 日付けで諮問された内部通報に関連する文書開示の件（諮問第 273 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事は、審査請求人に対して行った令和7年7月30日付け保有個人情報開示決定のうち、別表の請求1に係る決定を取り消し、改めて開示又は不開示の決定を行うべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第76条第1項の規定に基づき、令和7年7月16日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、別表の「開示請求に係る保有個人情報の内容」欄に掲げる情報について保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和7年7月30日付けで、保有個人情報開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和7年8月8日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

（省略）

4 実施機関（担当：総務局総務室）の説明要旨

本件請求に該当する文書を精査した結果、今回特定した文書を開示することとしたものであり、当該文書以外に請求内容に該当する文書は存在しない。

なお、当該文書は、本件要綱第10条第3項に基づく報告及び第11条第1項に基づく改善措置依頼案を総務局長まで回議した決裁文書である。これらの報告及び改善措置依頼の決裁権限が総務局長にある根拠規定は、令和7年5月13日に審査請求人あて、公正・透明な職場づくり相談窓口から送付した以下のメールに記載したとおりである。

（以下、当該メール本文抜粋）

知事の権限に属する事務については、神奈川県局設置条例により、各局に分掌させており、内部通報に関する事務は、総務局の分掌事務となっている。

そして、神奈川県事務決裁規程により、事業の実施方針については、局長専決事項とされている。

以上の各規定に基づき、本件要綱第10条に基づく、外部調査員の意見及び調査結果の報告については、知事の権限に属する事務として、事業の実施方針決裁権者である総務局長が受けた上で、対応方針を決定している。

5 審査会の判断理由

審査請求人は、実施機関が特定した保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）は、請求内容と合致する情報ではない旨主張しているため、以下、保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

(1) 保有個人情報の特定に係る判断基準について

法第77条第1項は「開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。」と規定し、同条に定める「次に掲げる事項」の一つとして、同項第2号は「開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」を掲げている。このように法は、保有個人情報開示請求の請求内容については、開示請求書という書面によって明らかにすることを請求者に求めている以上、実施機関が特定した保有個人情報が開示請求書の「開示請求に係る保有個人情報の内容」の記載から合理的に特定されたものと認められる場合には、当該特定は妥当なものと解すべきである。

(2) 本件請求における「開示請求に係る保有個人情報の内容」について

実施機関は、別表の請求1及び請求2の「開示請求に係る保有個人情報の内容」欄に掲げる内容に対して本件保有個人情報を特定しているため、以下、請求内容ごとに検討する。

ア 請求1について

請求1は「別添特定年月日付知事通知について、別添要綱10条による知事報告しないと判断した文書（決裁文書ほか）」の開示を求めるものである。

当審査会が確認したところ、この請求1に含まれる「別添特定年月日

知事通知」とは、審査請求人が実施機関に対して行った内部通報（以下「本件内部通報事案」という。）について、実施機関がその調査結果を審査請求人に通知したものであると認められる。当該通知及び、本件要綱第 10 条第 3 項が「公正・透明窓口は、前項の外部調査員から意見又は助言を受けた場合には（略）知事（略）に報告する。」と規定していることを踏まえると、請求 1 で審査請求人が開示を求めたのは、本件内部通報事案については同項の規定に基づく知事報告がされていないという前提のもとで、そのような判断に至った経緯が分かる決裁文書等であると解するのが合理的である。

そこで検討すると、請求 1 に対して実施機関が特定した起案文書の鑑文の文書には、①その件名欄に「内部通報（特定付番）に対する外部調査員の意見の報告並びに関係所属に対する改善措置等の依頼について（伺い）」と記載され、②その伺い欄に「公正・透明な職場づくり推進要綱第 10 条第 3 項に基づき調査結果に外部調査員の意見を付して報告します。」と記載され、③当該報告を実際に受けた実施機関の職員の職としては「（理事）」、「（副局長）」及び「（グループリーダー）」と記載されていることが認められる。

これら①から③までの各記載を踏まえると、当該起案文書からは、本件内部通報事案に係る報告を実際に受けた者に知事が含まれていなかったことについては明らかになるものの、実際の報告先として知事を含めなかった経緯については、当該起案文書の記載全体を見分しても判然としない。そのため、当該起案文書は、請求 1 に対して合理的に特定されたものとは認め難い。

よって、実施機関は請求 1 に対する処分を取り消し、請求内容に合致する保有個人情報記録された行政文書の存否を改めて精査した上、開示又は不開示の決定を行うべきである。

イ 請求 2 について

請求 2 は、内部通報に対して実施機関が改善措置を決定した際の経緯がわかる情報の開示を求めるものである。

この点、本件保有個人情報のうち、標記請求に係るものとして特定さ

れた文書は、実施機関が内部通報のあった特定所属に対して、改善措置等を報告するよう求めた際の起案文書であるから、実施機関が改善措置を決定した際の経緯がわかる情報が記載されていると認められる。

よって、本件保有個人情報のうち、標記請求に係るものとして特定された文書は、開示請求書の「開示請求に係る保有個人情報の内容」の記載から合理的に特定されたものと認められるため、実施機関が当該情報を特定し、開示決定を行ったことは妥当である。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

請求	開示請求に係る保有個人情報の内容	決定内容
1	別添特定年月日付知事通知について、別添要綱 10 条による知事報告しないと判断した文書（決裁文書ほか）	開示決定
2	別添通知記載の改善措置を決定した文書（決裁文書ほか、決定経緯のわかるもの）	開示決定

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和7年9月18日 (収受)	○ 諮問
令和8年4月20日 (第366回審査会)	○ 審議
令和8年5月12日	○ 法第106条第2項の規定により読み替えた行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第76条の規定に基づき審査請求人から提出された主張書面等を収受
令和8年5月18日 (第367回審査会)	○ 審議

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
飯 島 奈 津 子	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	
嘉 藤 亮	神 奈 川 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
金 井 惠 里 可	文 教 大 学 教 授	
高 橋 良	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	会 長
中 畷 慶 子	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	

(令和8年5月28日現在) (五十音順)